

漁港における海業の推進に向けた 民間活力の導入について

令和8年2月
水産庁計画・海業政策課
海業振興室

漁港について

- ◆ 漁港は、漁業の根拠地として、漁港管理者（地方公共団体）の下管理されている、産業インフラ。
- ◆ 現在、日本沿岸の津々浦々に2,774港の漁港が位置し、地域の水産業や漁村の生活を下支え。

第1種漁港
(三重県 船越漁港)

2,037港

その利用範囲が
地元の漁業を主
とするもの



第2種漁港
(福岡県 柄杓田漁港)

524港

その利用範囲が第
1種漁港より広く、
第3種漁港に属し
ないもの



第3種漁港
(長崎県 長崎漁港)

114港

その利用範囲が
全国的なもの



第4種漁港
(鹿児島県 口永良部漁港)

99港

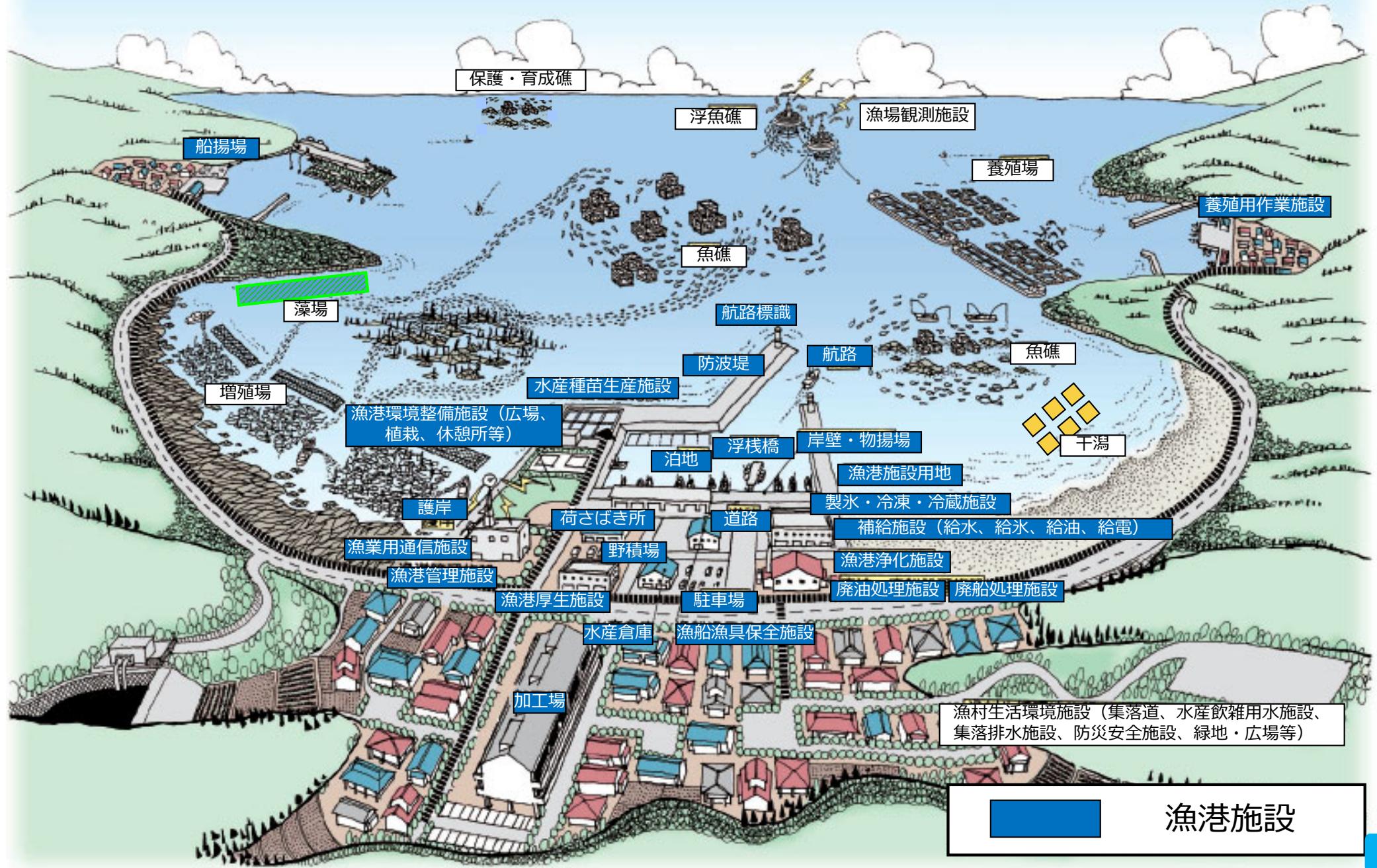
離島その他辺地に
あって漁場の開発
又は漁船の避難上
特に必要なもの



参考：港湾の総数は993港

(国際戦略港湾5、国際拠点港湾18、重要港湾102、地方港湾807、56条港湾61)
※令和6年4月1日現在

漁港・漁場・漁村のイメージ

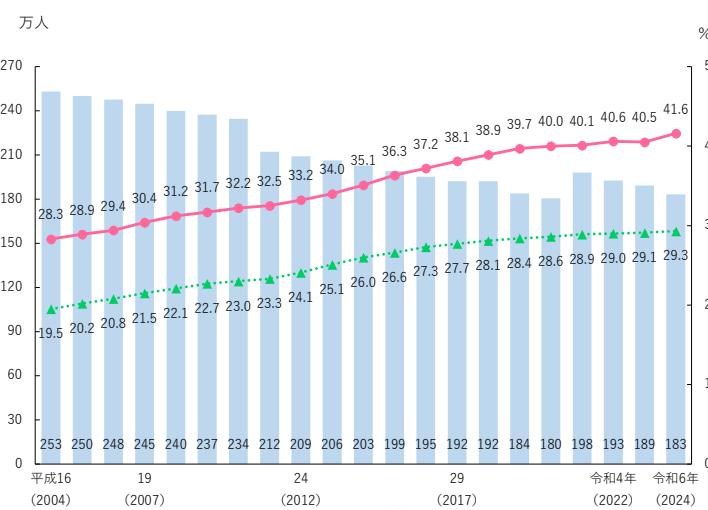


海業の推進について

- 漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。
- **令和8年度末までの目標として、漁港における新たな海業等の取組を、おむね500件展開。**
- この目標の達成に向けて、漁港施設等活用事業や海業振興支援事業の創設等を行い、海業を推進。

■漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

（注：1）高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

（注：2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く。



海業の推進のための主な取組

（1）改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

令和6年4月に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

（2）海業振興関係予算

- ・令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- ・関係省庁等協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

（3）情報発信、横展開

- ・水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、86地区を決定・公表（令和7年4月時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- ・地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- ・大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（令和7年6月）。
- ・海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

（4）体制

- ・海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- ・漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（令和6年10月）、「海業振興室」を設置（令和7年4月）。



マンガ「うみぎょう！」（左：「うみにゅーご」、中央：「ぎょっこん」、右：「うみーぎょ」）

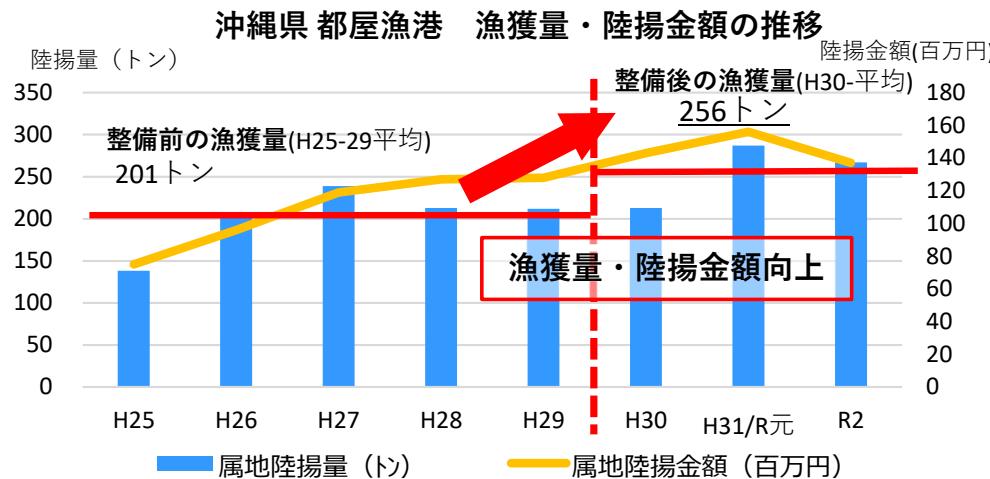


海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場所：都屋漁港（沖縄県読谷村）
事業主体：読谷村漁業協同組合

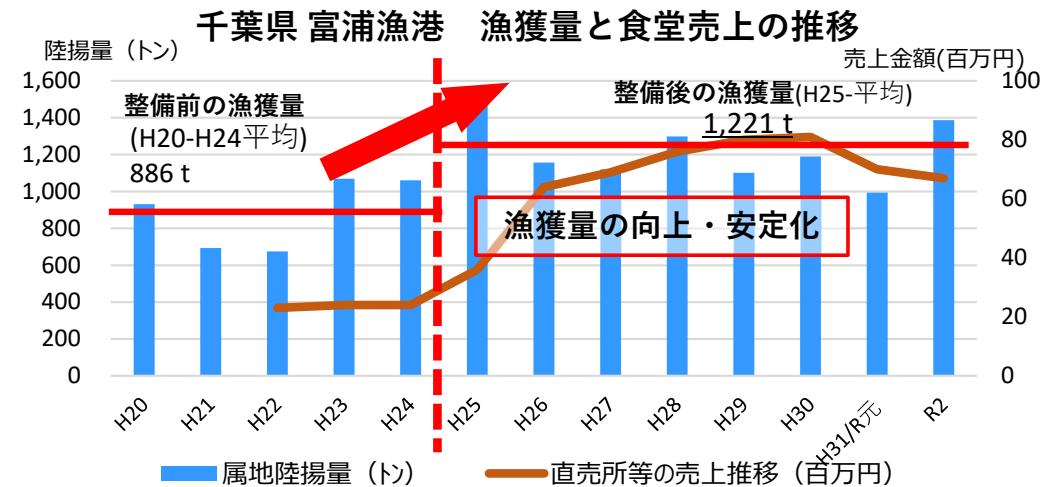
- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。



②魚食普及食堂

場所：富浦漁港（千葉県南房総市）
事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。



漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要

背景

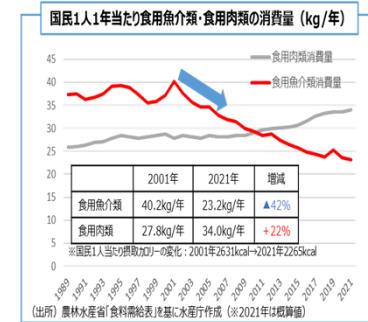
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業(漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業)の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・行政財産である漁港施設の貸付(最大30年)や、
 - ・漁港水面施設運営権(最大10年、更新可)の設定
 - ・水面等の長期占用(最大30年)を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)



陸上養殖施設

- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年4月1日施行）

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業^(※1) の実施スキーム

基本方針 【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画 【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

■ 安定的な事業環境を整備
本来機能を發揮しつつ

申請

認定

漁港活用の実施計画 【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画
(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

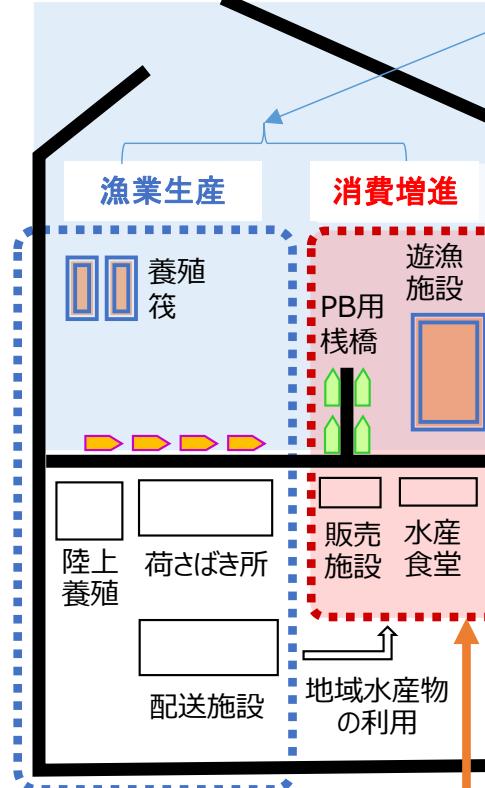
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)^(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※ 1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※ 2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

消費増進



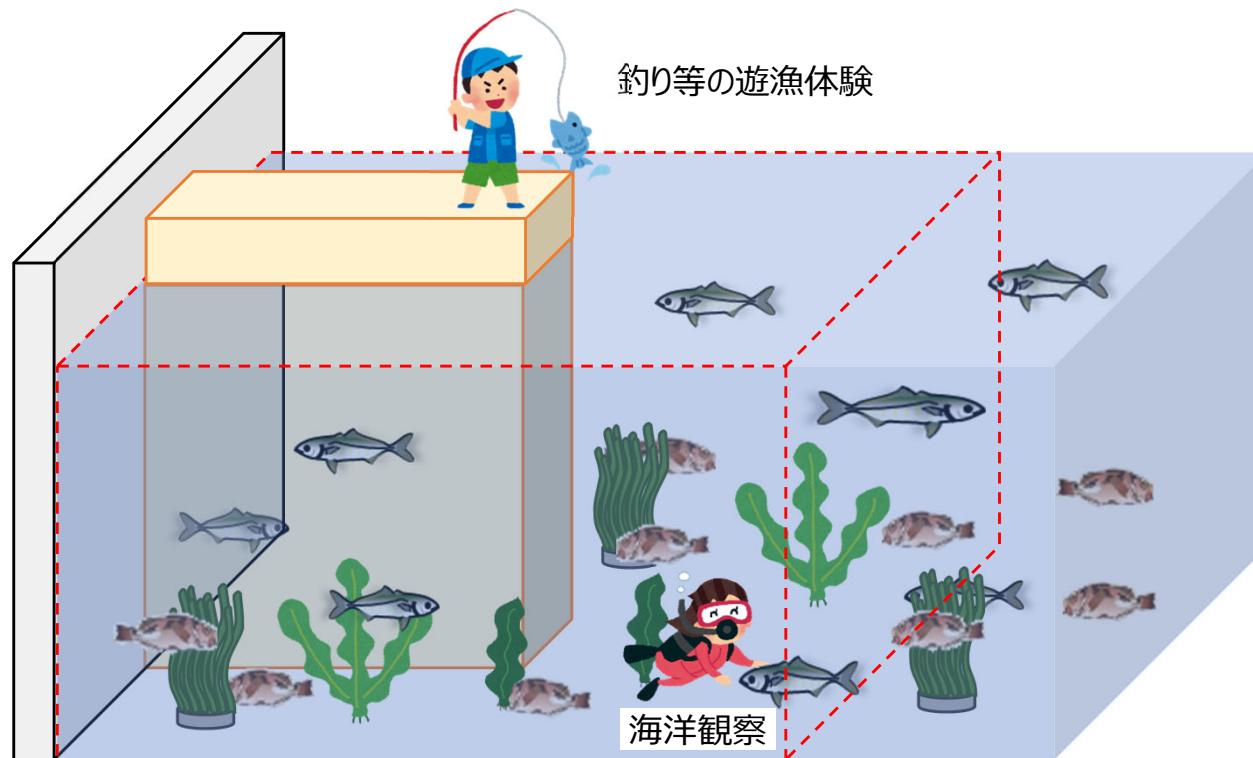
漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占用して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



漁港施設等活用事業の事例（福岡県糸島市・加布里漁港）

概要

- 糸島市は、福岡都市圏に位置し、圏内には250万人以上の人口を抱えている。船びき網や釣り、刺し網など様々な漁業が営まれているが、冬季はシケが多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋で販売することで地域活性化に繋がっている。
- 現在のカキ小屋は、漁港施設用地の占用許可を毎年受けて使用しているため、都度仮設小屋の設置撤去を繰り返す必要があり、継続的な営業ができないことが課題。
- 上記の課題を解決するため、漁港施設等活用事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- 仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となることにより、利用者の増加及び新たな地域の雇用創出が期待される。（令和7年10月25日より営業開始）



●養殖したカキ等の水産物を漁港内のカキ小屋で提供



活用推進計画の概要



- 計画策定日：令和7年1月7日
- 事業の目的：漁港で水揚げされる水産物の消費増進
- 実施期間：令和7年5月～令和37年5月
- 事業の概要：漁港で水揚げされる水産物（カキやハマグリ等）を取り扱い、飲食の提供及び販売を行う。（漁港施設用地の貸付）
- 活用推進計画の策定者：糸島市
- 実施計画の策定者：糸島漁協

漁港施設等活用事業の活用効果

- これまで毎年の占用許可により実施していたが、長期貸付を受けることにより、常設化が可能
- 仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- 年間を通じての営業が可能となることによる、利用者の増加及び地域の雇用創出

海業振興支援事業

令和8年度予算概算決定額 250百万円（前年度 275百万円）
〔令和7年度補正予算額 302百万円〕

<対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

<事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる考え方

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

海業振興支援事業

海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

1① 海業推進調査事業

漁港管理者
(地方公共団体)

民間
事業者

海業関係者を結びつける
マッチングシステム
などの連携の仕組みや体制づくり

モデル形成により横展開を図り、
活用推進計画策定を推進するため

1② 海業立ち上げ支援事業

漁港施設用地を使った
取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

地域において海業への一步を踏み出し、
活用推進計画策定を推進するため

2 海業取組促進事業

漁港管理者、漁業者・専門家等による調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた
朝市での実証

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくなるための事業。
※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。

[お問い合わせ先] 水産庁計画・海業政策課 (03-3506-7897)

海業支援パッケージ～関係府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策を取りまとめたメニュー集～

(参考資料)

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和7年度版）

令和7年6月

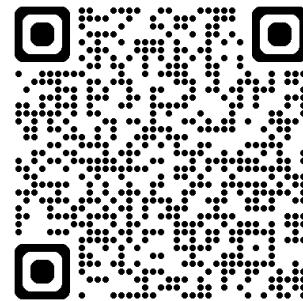
水産庁

担当省庁	
<海業に関するご相談>	
海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）	水産庁
<海業の展開に必要な調査>	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	内閣府、文化庁、国土交通省、水産庁
既存施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	水産庁
<漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等>	
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	水産庁
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	水産庁
共同利用施設を再編・整理したい	水産庁
<ビジネス導入・創出・継続>	
ビジネスを開拓したい	総務省、内閣府、中小企業庁、経済産業省、農村振興局
業務改善をしたい	厚生労働省、内閣府
事業承継をしたい	中小企業庁
地域の魅力を発信したい	内閣府、環境省

<経営改善、人材育成>	
人材を確保したい	総務省、厚生労働省、内閣府、金融庁、国土交通省、水産庁
人材を育成したい	国土交通省、環境省、内閣府
専門家に相談したい	総務省、国土交通省、農村振興局、水産庁
<観光業との連携>	
観光業と連携して交流人口を増やしたい	国土交通省、環境省、内閣府、スポーツ庁、水産庁
<デジタル化>	
デジタルを活用して業務を効率化したい	中小企業庁、水産庁
デジタルを活用してビジネスを展開したい	中小企業庁、水産庁
<金融>	
金融サポートを受けたい	内閣府、中小企業庁、日本政策金融公庫、農村振興局、水産庁
<税制>	
税制の優遇措置を受けたい	中小企業庁
<活動支援>	
釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	内閣府、農村振興局、水産庁
クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	内閣府、国土交通省、環境省
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	内閣府、環境省、農村振興局、水産庁
漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	内閣府、水産庁
渚泊や体験活動等に取り組みたい	総務省、内閣府、文化庁、国土交通省、文部科学省、農村振興局、水産庁
<施設整備>	
漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁村への交通手段を確保したい	内閣府、農村振興局、水産庁
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁港の水域で増養殖環境を整備したい	内閣府、水産庁
漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	内閣府、水産庁
宿泊施設や体験施設を整備したい	内閣府、国土交通省、農村振興局
漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	内閣府、文化庁、農村振興局、水産庁

官民連携海業振興ポータルサイトについて（試行的に運用中）

- 海業を推進するに当たっては、人手・人材の不足や、海業に関する知見やノウハウの不足等が課題に挙げられているところ。
- これら課題解決のため、地方公共団体（漁港管理者）、漁業協同組合、民間事業者等をつなぐマッチングシステムの構築の取組の一環として、「官民連携海業振興ポータルサイト」の構築に向けた検討を進めているところ（現在試行的に運用中。令和7年度末目途に構築・本格運用予定）。本格稼働に先駆け隨時会員募集中！



官民連携海業振興
ポータルサイトQRコード

官民連携海業振興ポータルサイトのイメージ（※）

主な機能



【探す】

海業の取組を検討中の漁港・地域の情報と海業の取組に賛同する民間事業者等を一覧で掲載。



【知る】

漁港の有効活用の事例や制度、優良事例等、海業の取組に必要な情報を掲載。



【つなげる】

掲載情報から直接、コンタクトが可能。適切なパートナーを見つけて、事業創出につなげる。



【地域一覧】

海業を検討している漁港・地域を一覧で確認可能。地域の特性・強み・課題などを把握し、海業の可能性を探ることが可能。



【民間事業者等一覧】

海業に関わる民間事業者等の情報を検索・閲覧が可能。事業内容や得意分野、連絡先などを確認し、直接問合せが可能。



【事例・制度紹介】

全国の海業事例や活用可能な支援制度の情報を掲載。



【最新ニュース】

海業に関する最新情報や動向に加え、セミナー等のイベントや新たな取組、政策動向を掲載。

ポータルサイトを活用する想定されるメリット



地方公共団体 (漁港管理者)

地域の強み・ニーズを一か所に集約し、協業候補からの打診を窓口で一本化。関係者との合意形成や事業化の促進が期待。



民間事業者

ニーズのある地域を把握し、情報収集を効率的に行い、事業化を支援。



漁業協同組合

海業のアイデアを発信し、体験・加工・販売などの取組の協業着手先を見つけ、安定的な収入源の確保を支援。

海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。

